輸第13714号　配合肥料　ＭＡ肥料26－６－６　丸紅株式会社　東京都千代田区大手町一丁目４番２号
輸第13715号　混合微量要素肥料　混合微量要素肥料ゲ　株式会社Ｊ・Ｋ・Ｃリーンエースアルファ　熊本県八代市千丁町太牟田1883番地３
肥料　アグロ

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○北海道開発局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月十五日

北海道開発局長　澤田　和宏

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五号及び二百二十九号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道余市郡余市町栄町一六七番から同町栄町二一二番一まで	前	ＢＡ　一二・五〇～三一・四九メートル　一六・七七～二六・七六キロメートル　〇・二八五	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	ＢＡ　一二・五〇～三一・四九メートル　一六・七七～二六・七六キロメートル　〇・二一四	

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月十五日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号及び二百二十九号	北海道余市郡余市町栄町一七一番一地先から同町栄町二〇五番一まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百三十八号	北海道枝幸郡浜頓別町字ショナイ五五番一から同町字ショナイ一七番六まで	北海道開発局及び同局稚内開発建設部
二百三十九号	北海道苫前郡苫前町字古丹別四三二番一から同町字古丹別四三〇番一まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道久遠郡せたな町北檜山区二俣一九三番一地先から同町北檜山区二俣一九二番三まで	前	二二・四二～三八・八〇メートル　〇・〇八五キロメートル
	後	二二・四二～二九・〇〇メートル　〇・〇八五キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

人事異動

法務省

（東京高等検察庁検事兼法務省大臣官房付）検事兼法務事務官　松並　孝二

東京高等検察庁総務部長を命ずる

法務事務官（法務省大臣官房付）の併任を解除する

（東京高等裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　鈴木　昭洋

検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務省大臣官房司法法制部参事官に充てる（以上八月五日）

（欧州連合日本政府代表部一等書記官）外務事務官　中島　行雄

検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる

法務省大臣官房司法法制部付に充てる

かねて法務省大臣官房付に充てる

（保土ヶ谷区検察庁副検事）副検事　田口　照子

横浜区検察庁副検事に配置換する

（藤沢区検察庁副検事）同　和田　邦彦

神奈川区検察庁副検事に配置換する

（神奈川区検察庁副検事）同　米沢由志美

保土ヶ谷区検察庁副検事に配置換する

（横浜区検察庁副検事）同　深川　眞一

藤沢区検察庁副検事に配置換する（以上八月九日）

○定年退官

横浜区検察庁副検事酒井久行は、検察庁法第二十二条の規定により八月八日限り定年退官

最高裁判所

最高裁判所大法廷首席書記官　佐藤　満

最高裁判所第一小法廷首席書記官　河副　晋一

裁判所職員総合研修所事務局長　五十嵐　満

東京地方裁判所事務局長　坂田　知久

大阪高等裁判所事務局次長　新屋　眞宏

名古屋高等裁判所事務局次長　武長　信次

広島高等裁判所事務局次長　谷野　淳

広島高等裁判所民事首席書記官　澤　実

札幌地方裁判所事務局長　甲斐　裕司

辞職（各通）（七月三十日）

横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事　三木　勇次

高松高等裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事　山口　雅高

横浜地方裁判所判事に補する

横浜地方裁判所小田原支部勤務を命ずる

横浜地方裁判所小田原支部長を命ずる

兼ねて横浜家庭裁判所判事に補する

横浜家庭裁判所小田原支部勤務を命ずる

横浜家庭裁判所小田原支部長を命ずる

簡易裁判所判事　山口　雅高

小田原簡易裁判所判事に補する

小田原簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

大分家庭裁判所事務局長　與那覇朝則

辞職（以上七月三十一日）

判事　青野　洋士

同　森　英明

東京高等裁判所判事に補する（各通）　松井　英隆

同　重高　啓

東京地方裁判所判事補に補する

部の事務を総括する者に指名する

判事補兼簡易裁判所判事　石渡　圭

同　遠藤　啓佑

東京地方裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する（各通）

同　重高　啓

東京家庭裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する

簡易裁判所判事　松田　清

横浜簡易裁判所判事に補する

同　五十嵐　満　同　岩崎　彰生

同　河副　晋一　同　坂田　知久

同　笹原　誠　同　佐藤　満

同　鈴木　紅　同　鶴岡　俊一

同　山北　学　同　我妻　勝

同　渡辺　高

東京簡易裁判所判事に補する（各通）